

→ 114.9.5(土) 休日

③ 3057P

紀下 34P

3,170P

黙に読む 2186P

わわわ 695P

④ 3,125P

第六十三章 第一期二朝時代の終焉

決裂

その原因は、不明である。

どうしたわけで、東の朝廷と西の朝廷が相
反目するようになったのか、記紀は黙
して語ろうとしない。

しかしともあれ、東の武烈天皇と、西の継
体天皇との間に「抜き差しならない」無気味

な睨み合いが続いたようだ。

さて、継体二十年（525）それは武烈七年（522）

六のことであったろうか。九月十三日、

継体天皇は「突然」遷都を決定された。

たぶん「継体天皇は」磐余の玉穂（大和三山近傍）

に相当するところ「肥後国タクマガハラ」あた

りへ都を遷されたのであろう。（既述。継体

紀二十年九月十三日条参照）

なお、

へ継体天皇は、天照大神に戴いて、武

紀下34注16 宇治上330
紀下35注15 井上(下)21P

おが
う
176

に
担う
1699

3.171P-1/2

流水を
643

下
下

烈天皇との戦いに臨もうとされた
と推察される。

■そんな時、筑紫国造磐井は、陰に継体天皇
の軍に叛逆しようとした。

■しかし、筑紫君磐井は、心の内にためらい

があり、ぐあぐあとして実行せず、年を経、事の
なり難いことを恐れ恒にそうと隙を窺っていた

(継体紀二十一年六月条参照)

(1)筑紫君磐井は、東の武烈天皇の陣営の一翼

を担っていたのであろう。

(2)だが、筑紫君磐井は、心の

内に迷いがあって、実行出来かねていた、と想

像される。

(3)我が国の正統な王室の流水を汲んで

東の朝廷に仕えることこそ道理というべきで

あろう。——とはいえ、西の朝廷の勢力圏内

の真只中であって、己に何ほどの働きが出来

得ようか。

(4)筑紫君磐井は、事の成り難きことを恐れ

恒に隙を窺っていたものと思われ、
■と、ころが一変、筑紫君磐井が東の朝廷に

3,171^P - 2/2

荷担
(加担)
と

加担したのとは正反対に近江の毛野臣は西

の朝廷側についたようである。

■全ての豪族達は東・西二朝のいすれにつ

くべきかの決断を迫られ

へ当時の日本列島中全体がまさに蜂の

巣をつついたかのような騒然とした有り様だった

のであろう✓

と想定される。

*

下等

けなのおみ

たい

てあ

紀小490^{529 43} 紀(下)48^{529 43} 記(下)266^{529 43} 3,172^{1/2} 譲位 3250^{529 43} 紀下48^{529 43} 元(下)266^{529 43} 中興「同年」では分らない 3250^{529 43}

安閑天皇への譲位

遷都の

継体天皇は、翌年丁未年(五二七)の四

月九日に、自ら皇位を放棄されたようである。

(継体記末尾参照)

二月七日のことが

知らない。(安閑即位前記)

西の天子である継体天皇は、勾大兄皇子を

立てて天皇(安閑天皇)とされ、即日崩御

された。

継体記末尾に、

(継体)天皇の御年、肆拾ちあまり参歳

(四十三歳)で。丁未の年(五二七)四

月九日に崩りま

安閑即位前記に、

勾大兄廣國押武金日天皇(安閑天皇)は

男大迹天皇(継体天皇)の長子なり。母をば

目子媛と曰す。(中略)継体紀末年の二

十五年(五三一年でなく)五二七年(記)の

解いたの春二月七日 男大迹天皇、大

ことなのだろうと

562.5.2④
→ H4.9.6日西
休日 3077

紀千34
宇6/5上330 井上(下)21

3.172^P - 2/2

③249^P - 3/3 末

宇6 ④3250^P

蒙おえく44

兄を立って天皇といたまふ。即日、男大迹
天皇崩りまゝぬし

とある。↑↑↑金定かならないものの、この物語に
おいては、

西暦五二七年

継体天皇は、東西二朝間の避け難い非常
事態に直面した時、皇太子勾当兄皇子を西の
天子の位に即け、その日、自らは上皇になら
れた

と考えてみたい。(第1表参照)

尚、これは我が国最初の譲位の例という。

*

是の年(五二七)六月三日、近江毛

野臣(西の継体天皇側についた臣なのだ)

うは、兵六萬を率いて任那へ行き、新羅に破

らした南加羅・暎己吞(いすも任那の国名)

を回復し、任那に合わせようとしていた。(継体

恐らく、

紀二十一年六月条参照)

おぐ 見知りては更 ぬ 有 2367 ぬ 1183 ぬ 1306 ぬ 1306

3,173-1/2

つかみひと 使 紀下34

西の継体天皇の重要な任務の一つは、
 北の朝鮮半島の情勢に対処することであつた
 ううしを把握し、敏速に
 と思われろ。
 近江毛野臣は、西の朝廷の口使者となつて
 兵六萬を率いて任那へ行き、南加羅・暹
 己吞を新羅から奪い返し、任那に合せようと
 していた
 と想像される。
 いかしそれは、新羅にとつて、
 へ何としてでも、阻止しなけねばならぬ
 こと
 であつた。
 筑紫国造磐井が、かねてより武烈天皇側
 につぎ、ためらいな加うも継体天皇の軍の隙
 を窺つて情勢を知るた新羅は、こつそり磐井に
 と、ううしを知らした新羅は、こつそり磐井に
 賄賂を送り、勧めて、
 毛野臣の軍を防ぎ止めて妨害せよ

紀F35 節操 1249 11041 紀F45 3行
ことあげ 813 紀下34 未所
いいたて

3,173 - 2/2

「こう言つた」 次頁7行
傲慢 759 通る 866 内通 1641
勢力を張る 紀F35 19
紀下45 未所 掬ふ 大カマ 767 掬る 大カマ 995
紀下34

といつた。(継体紀二十一年六月条参照)
■是に、火(肥前)・豊(豊前)の二国に勢
力を張り、海北の国々と内通していた筑紫君
磐井は、任那に遣わされた近江毛野臣の軍を
待ちうけて遮った。
尚、毛野臣は、玄海灘を渡って任那へ行こ
うとしていたのだらうか。それとも帰路を急
いでいたのだらうか。詳しいことは分らない
■人となりが傲慢で、心の収りけた毛野臣は
磐井に言った。(継体紀二十四年十月条参照)
「筑紫君磐井よ。汝は浅はかだな。考えて
もみるがよい。西の天子は至上の神。天照大神を戴
て戦おうとしておられる。實力から言っても
東の天子より上だ。東西どちらにかねば
ならぬものならば、西につくべきではないか
どうだ、磐井。俺に自伏わぬか。そうでな
ければ、ついに悲惨な死にならうぞ」
■時勢のなりゆきを見るのに鋭敏といえは
聞えはよいが、節操が無くて佞しい毛野臣の考
え方に、磐井は烈火のごとく激しく怒り、乱
れた言葉をあひせ、こう言い立てた。

捲く

「こう言つた」
次頁7行

由 3179 概

紀下35

3.174

上皇
元弘1090

紀下34

紀下34末

紀下34末

元弘1815

武烈使
元弘1815
心のゆけり
懐しいこと

毛野臣
3172
-2/2

小村
408
3173
継体
679

*物部麿鹿火は「大將軍でなく」將軍とされたのたうう
大連

お前は、何と情ない懐しい事を言うんだ。
なるほど今でこそお前は西の朝廷の使者にな
つて羽振も良いが、昔は仲間として肩や肘を
すり合せ、同じ釜の飯を食った件ではないか。
恥知らずめ。率爾に使者になつたからといつ
て、俺を自伏せしめることなど出来るものか。
筑紫君磐井はこう言うといふ。遂に戦つて受け
入れなかつた。二人は共に、驕り勝手に誇つ
てゐる感があつた。
是に、毛野臣は妨害されて進めず、中途に
おいて停滯してしまつた。
継体上皇は、大伴大連金村・物部大連麿鹿
火・許勢大臣・男人に、詔してお尋ねになつた。
「筑紫の磐井が反き掩ひて、この西の国の
戎の地をわがものとしてゐる。今誰か將軍の
通任者はあるか。」
すると大伴大連ら皆が、こう言つた。
「正直で勇に富み、兵事に精通してゐるの
は、物部麿鹿火です。今麿鹿火の右に出る者
はおりません。」
継体上皇は、「可し」と仰せられた。

天皇のあせ
3178
439

絶句云1246
36

ああ小林
221
36

3,175
36

36
36

36
36

八月一日
継体上皇は、物部麿鹿火大連
と大伴金村大連の二人の大連を前にして

う詔さした。
大連よ、磐井が従おうとしない。汝祖き

て征て
物部麿鹿火大連は再拜した。

物部麿鹿火大連は、
と、詠嘆の声を発した。絶句した。

大伴金村大連は、
葉を継いで、こう言った。だうう。

夫れ磐井は、西辺の奸賊であり、陰阻な山川
をたのんで仕えまつらう。道義にそむいて

るにも、かかわらず自ら賢いと思つております。
私の家系は、道臣（大伴氏の祖）の昔から空

屋（大伴空屋。金村の祖父）にいたるまで、
帝を助つて戦つてまいりました。人民を苦し

みから救いたい心は、昔も今も変わりません。
唯、天の助けを得ることは、私が常に重んずると

ころです。つつしんで、征伐いたし
ましよう。

物部麿鹿火の言としてふさゆい、という。

→ H4.9.7(月) 駐米中
S62.5.3(日)

③3020-1/2 既述 3,176^P

タイトル
③3013^P

紀本36^P
22條 大將軍と物部一
③3019^P 末35^P
紀本36^P 9行

と推察される。

「日本書紀」(日本古典文学大系、岩波書店、三六頁五参照)
さらに継体上皇は、詔してこう仰せられた。
大將軍は民の司命なり。社稷の存亡。是
に在り。勛めよ。恭みて天罰を行へ。
④そして継体上皇は、自ら大將軍の印綬である
斧鉞を操り、大連(おそらく大伴金村大連)の
で(あろう)に授けると、大將軍大
伴金村大連に「厳しく、こうお命になった
長門より東は朕が制圧する。汝は筑紫よ
り西を制せよ。賞罰を專行してもかまわな
い。きりに報告することに煩わされな
し。」
■すでに、第五十三章へ継体紀末尾の不可
解な記事を中心に据えての項において既に
述べたように、
①継体上皇は、長門より東を制圧するため
自ら立ち、筑紫の方の情勢について、
大將軍の大連にまかせられた。
②そして継体上皇と大連とが遠く離れ
て戦うことになったので、継体上皇は、大連
に「一々奏上する必要はない」と言わせたの
であらう。

③3077^{p-3/4} 武烈即位の翌年を元年 ③3164^p
 ③3177^p 紀下14^p
 ③3173^{p-2/2} 中興
 ③266^p 天武改行
 ③266^p 天武改行

尚、古事記には、
 筑紫君磐井を討伐する為、
 大連および大伴金村(大)連の二人を遣わされた
 と明確に述べられており、興味深い。
 継体記に、こう記されてゐる。
 「この御世に、筑紫の君石井、天皇の命に
 従はずて、礼なきこと多し。かれ、物部荒甲
 大連・大伴金村連の二人を遣はして、石井を
 殺したまひきし」
 武烈天皇即位の日に大伴金村連は大連とされ
 たというのだから、日本書紀の筋立てに
 ここでは当然、大伴金村大連と記載され
 ていなければならない筈である。
 つまり本来、武烈天皇が即位された後であ
 るこの当時、大伴金村は大連であつた
 ろう、と思われろ。
 しかし先に述べたとおり、継体朝の半ば過
 ぎまで、大伴金村連、武烈天皇即位(五一
 九か)以降、大伴金村大連であつたから、
 大伴金村連と記載してしまつたの
 かも知れない。(第五十六章へ大伴室屋大連・大伴
 金村大連の項において既述)

とほい
次の2行
「年がまわす」と言っているから

3226

3,178

並城宮
3164

3217

3175
8月1日に戦端が南の味方

3176
8月1日に戦端が南の味方

あえて
改頁13行

故意に

空惚け

い、あえてそらとぼけて汗濡にも睨違
えてしまったふりをしているのだろうか。

*

にわたって

八月一日からほぼ四ヶ月間東西二朝間
の激しい攻防戦が展開されていった。

けれどもついに武烈八年（五二七か）十二月八日

へ武烈天皇は列城宮（奈良県桜井市）に

おいで囚われの身となり、東の天子の位が剥

奪され、こうして武烈天皇の治世が終った

と想到される。

武烈紀八年条には極めて簡潔に

「（武烈八年）十二月八日 天皇、列城

宮に崩りまゐぬ

といるとされている。

継体上皇は、日辺日本国（近畿地方）での

こまごまとした戦後処理の為、あわただしい日々

をお過しになったことと思われ。

※なお、予め述べると、大略に翌年の半ば過

主頃、継体上皇は、武烈上

皇を伴って、上洛の途につかれたのだろうと想像

される。

（九州への帰途）

帰途は入道途につく

③ 3174² 艮 首魁 1057 悲慘 1867 豪強 < 508^P
 ④ 3184² 壯 悲壯 女

$\overline{266}^P$ $\overline{36}^P$
 (入上记 507)^P

⑤ 3172^p
- $2\frac{1}{2}$ 15 ft
—
五
二
七

ゆえ 行方 2255 杏 玄 2266 雑兵 1036
どうぶつ 雑兵 1036
どうぶつ

3,180 P

かちめ 勝目 元 427
紀下 36 注 15
竹上 332 P 井上下 23 P

と田中めいさ
トル
■西軍の旗や鼓が相對し、軍勢がかき立てる
埃塵は入り乱れた。両方の軍共に、勝機をつ
かもうと必死に戦ってゆゑならなかった。
■だが、鏑迫合の末、ようやく戦いは峠を
越した。
■そんな時、勢いづいた敵軍に勝てそうもな
いと、悟った磐井は、獨自、自陣を脱した
■磐井は、東へ東へと、人目を掠めて逃げて
いった。■決して逃げきれぬものではなかった
か、いまはただ、東方の武烈天皇のも
とへ、一歩でも、半歩でも近づきたかった。
（「筑後国風土記逸文」へ磐井君参照）
■磐井のいな、磐井軍が、いれ程の間持ち堪
え得たのかは分からない。
■大伴大連。物部大連の軍勢が、磐井の首級
を求めて雪崩れ込んできた時、――何と、磐
井の軍に居た雑兵共は、蜘蛛の子が散るよう
に、後をも見ないで逃げ散った。
「うぬ、はかられたぞ。追え、追うんだ」
■だが、磐井の行方は杏と、知れなかった
■磐井は、いったい何処へ消え失せたのだろ
うか。

(*)

八上記508^P
749

八上記508^P
749

3,181^P

墓の東北の
81区に石人・石馬
がある。古墳100区41^P

八上記509^P

敵將磐井を見失つてしまつた兵卒達は、
悔しくていかたがなかつた。
そんな時、磐井のあつたところ。
居場所を探しながら歩いてゐた兵等は、行く
手前の方に、筑紫君磐井の墓を目にした。
それは、筑紫君磐井か、上妻の縣（八女郡
の東北部）の縣南（郡南）に生前預め造つ
ておいた巨大な墓墳であつた。
「もーかいたらここに隠れていないだろうか」
軍兵らは、さう思ひ、墓域に踏み入つた。
「いかにそこには石人・石馬・石猪・石盾な
どが立っているばかりだつた。
「ええい磐井め、こうしてくれる」
怒を抑え切れない兵士達は、手当りだいで
神聖な墓に立てられた石人の手を撃ち折り、
石馬の頭を打ち墮して、鬱憤をはらした。
「決して、そんなことをしてはいけなかつ
たのに」
「そのような思ひを込め、
老將は、次のように言つたものと思われる。
「上妻の縣に、篤疾（不具の類）が多い

凡±2508⁹

のは、あるいはへひよつとしたら茲こゝに由よるの
 ではないなからうかし
 と古老ふるきおきなたちは、^{12.5 GM}世々よよへへののように言いひ伝つたえ
 たのだった。(「筑後国風土記逸文」へ磐井君
 参照)
 ・なお、
 「篤疾あつぎやまひは、不具ふぐの類るいを指さす。例たとえば戸令ころうに
 おいては、兩目盲りやうめくめう・二支廢ふしはい(兩脚發育不完全りやうふくふくふくふく
 歩行不能)・癲狂てんきやう(きちがい)などを篤疾と
 してゐる。
 (「風土記」日本古典文学大系、岩
 波書店、五〇八頁、注十三参照)
 ・^{13.5 GM}磐井君いはゐのきみの祟たたりによつて、上妻かみづまの縣あかたに多く
 の篤疾あつぎやまひがあるのだらう。
 という意味である。(同書、同頁、注十四参照)
 ・すなわち、
 へ兵達へいが怒いかりにまかせ、石人いしひとの手を撃うち折を
 ったり、石馬いしうまの頭かぶりを打うち墮おとしたりなどといつ
 た乱暴らんぼうをななかつたならば、^{あつぎやまひ}一い一い恐おそらく、磐井いはゐのきみ
 君のきみの祟たたりもなく、上妻かみづまの縣あかたの口篤疾あつぎやまひはす
 っと少ないであらうに。
 といった意味に解かされる。

■ あえて補足すると、性交直後、女性は、

① 立ち上がったリ、

② 腔の中の精液を拭き取ろうとしたり、

③ 水洗式トイレで精液を洗い流そうとしたり、

などしないでもいい。

・ 精液中の正常な精子達を競争させなければならぬからである。

・ 命が次へつながる大切な瞬間だ。

・ 福祉のための要する費用も、随分少なくなるのではなかろうか。＊ 福祉施設で、檻に入

れられていゝ子供を見たことがある。不憫き

わまりない。

※ 近年、便利になつてゐるものの、危険がひ

そんでゐるから、注意しなければならぬ。

■ 生まれつきの脳の働き方に起因すると

いわれる『発達障害』の子は、二〇一二年調

査時に六・五%だったが、二〇二三年に

は八・八%だったという。八朝日新聞、令和

四年（二〇二二）十二月十四日付『発達障害

の子8.8%』へおぼろしく50年前当時、もはやくみ取り式便所だ（参照）

・ 周知徹底しなかつた。今後、血を吸えるだろう。

・ 男女とも、バスタオルを用意しておき、しばらく寝ておればよい。

・ 子供を時々、しっかり抱き締め、大切に育てていたきたい。

(こ)

せんきゅう小井
斬級 460P
首級 3180

3,183P-1/3

3057 1/2 大
おき提山 高等地図 26
小林 334P

改正 2508P

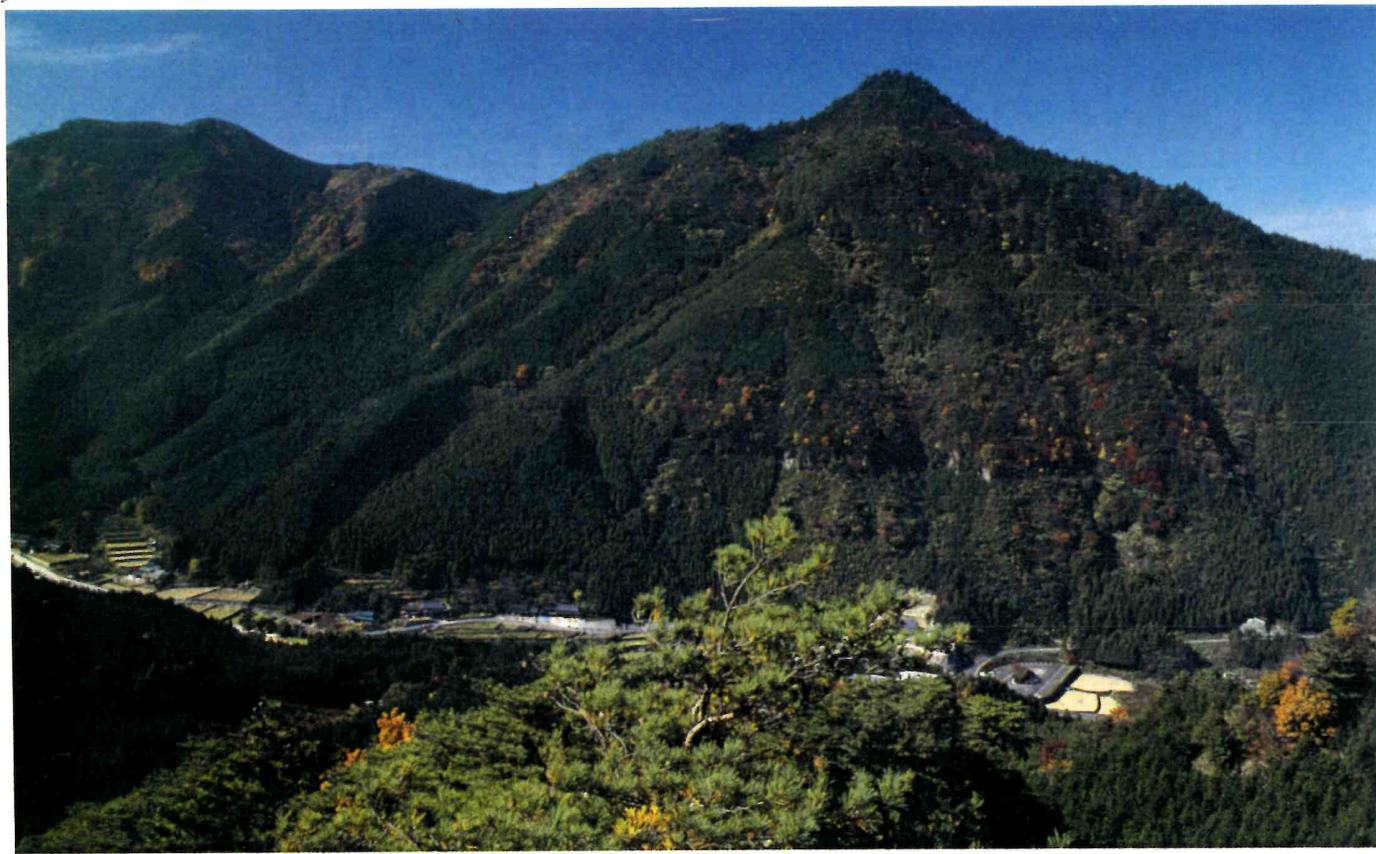
そのころ磐井は、^{い は る}獨自^{ひとりの}豊国の山中をさま
よっていた。^{かん せん}眼前に広がる海^{うみ}（瀬戸内海）の
白^{はく}こうには下^{くだ}武烈^{ぶれつ}天皇がおいでになる筈である。
「私は、精一杯おつとめ致しました」
磐井は豊前国の上膳縣に遁れて、南の山の
峻^{しげ}しい領^{りやう}の山^{やま}麓^{ふもと}の凹^{おぼ}所に果てた。その山は、
豊前市西南に聳える求菩提山（七八二^ふ）、ま
たは犬ヶ岳（一一三一^{いぬ}）であろう、という。
（「風土記」日本古典文学大系、岩波書店、
五〇八頁注ハ、^{子真図版} 581・582参照）
追手が間近に迫っていたのかも知れない。
継体紀二十二年十一月十一日の条の末尾には、
「遂に、磐井を斬った」
と記されている。
磐井の斬級は、山をかけ降り、東の都
から西の都へ護送されて来つつある武烈
上皇の御評へと、急ぎ、馳せ参じたのでは
なかろうか。
東西二朝間の戦いは、こうして終わった。

平均
豊前国
5行目

3,183^P - 2/3

・カラー
・この写真も
右頁上半分に
載せる。

南



南北を記載しておいて
←下をい。
北

120G

140G

写真図版 581

しょうよみりんとう なか くらぼてん
経読林道から山にある『求菩提山』(782m)

- ・求菩提山は、福岡・大分県境に東西方向へ連なる犬ヶ岳の一岳から、北方(福岡県側)に向かつて派生した屋根上のピークである。
- ・稜線の中腹がコブ状に突き出ており、特徴のある山容を呈している。

130G 『九州百名山』山と溪谷社、2002年8月1日発行、15頁参照。

3,183^P-3/3



・カラー
・前頁の写真の
縦横幅と同じ
にする。南
・この写真を
左頁上半分に
載せる。

南北を
記載し
下す。
約
北

1224 1424 写真図版 582 ^{きょうよみ りんどう} 経読林道から眺める『^{いぬ たけ}犬ヶ岳』(1131m)

・^{いぬ たけ}犬ヶ岳は、^{ひこみさん}英彦山(1200m)の東方、約8Kmのところにある。

1324 『九州百名山』山と溪谷社、2002年8月10日発行、16~17頁参照。

エハ
斬級 11月11日
460P

3179 18行 11月11日 録 録井を斬った
紀下36末 3243P
3179 3179 紀下36P 末587

凡て507
紀下37P注20 下433
(528年) 3,184P

うか。ということの裏に、何を読み取るべきであろう

ていへば、死罪を免れ得た。父の罪に連坐し、
地上妻縣から遠い筑前国糟屋郡の糟屋屯倉へ本拠
へ全財産中の一部と思われる糟屋屯倉へ本拠

君と称されたのであろう、と推察される。
(2) 葛子は、父と同様に、筑紫

へ筑紫君葛子は、死罪を免れ得たのであろう

とある。なお、この記事の書きぶりから見れば、

はむことを求す。糟屋屯倉を献上し、死罪贖

その翌月の継体紀二十二年十二月条に、
筑紫君葛子、父のつみに坐り、誅せられ

年(五二八)十一月十一日であつたか、
筑紫君磐井の軍が潰滅したのには継体二十二

筑紫の三井郡で
3179 20行

H 11.5.29 (土)

凡そ507

紀下371218
547

存続1323
存在1323 3.185

認可され

凡そ508
伝承 伝説 伝説

はばつえ
父罰 1124

皇風 凡そ508
紀36 22年11月
賊 凡そ508
「賊」と記されている
「賊」と記されている
「賊」と記されている

磐井は、なるほど継体天皇の皇風に倣わす
賊として死んでいった（「後国風土記」逸文に磐井君参照）
一かきながら磐井は、東西二朝の断絶の
時にあつて、東の天子の爲に果敢に戦つて死
んだ誇り高い男ではあつた。
朝廷はそれ故に、筑紫君磐井の一族に対し
て、あまりにも苛烈な処罰を行なうのを望ま
なかつたのであろう。と思われぬ。
また、
へ筑紫君磐井が生きていた時に、預め造つて
おいたとされる（本人自身の爲の墓）磐井の墓として
容認され、風土記が編纂された時代を経て、現在に
までも継続して伝承されつづけているのであろう。
と想察される。
なお、筑後国風土記逸文に、磐井の墓の
描写があり、八女市吉田の岩戸山古墳はその
描写と一致する所がある。
福岡県八女市人形原の岩戸山古墳は、
長さ一二五呎の前方後円墳で、風土記に
「街頭」（政所）の説明があるように、東北
の角に一辺の長さ約四〇呎の方形の区画があ
る。平坦な

平坦な

別区

3,185^p - 2/9

カットしないで下さい!

- ・カラー
- ・右頁の上半分に大きく載せて下さい。

西



←この四角形状が重要で。

東 ← 東西を記載して下さい。

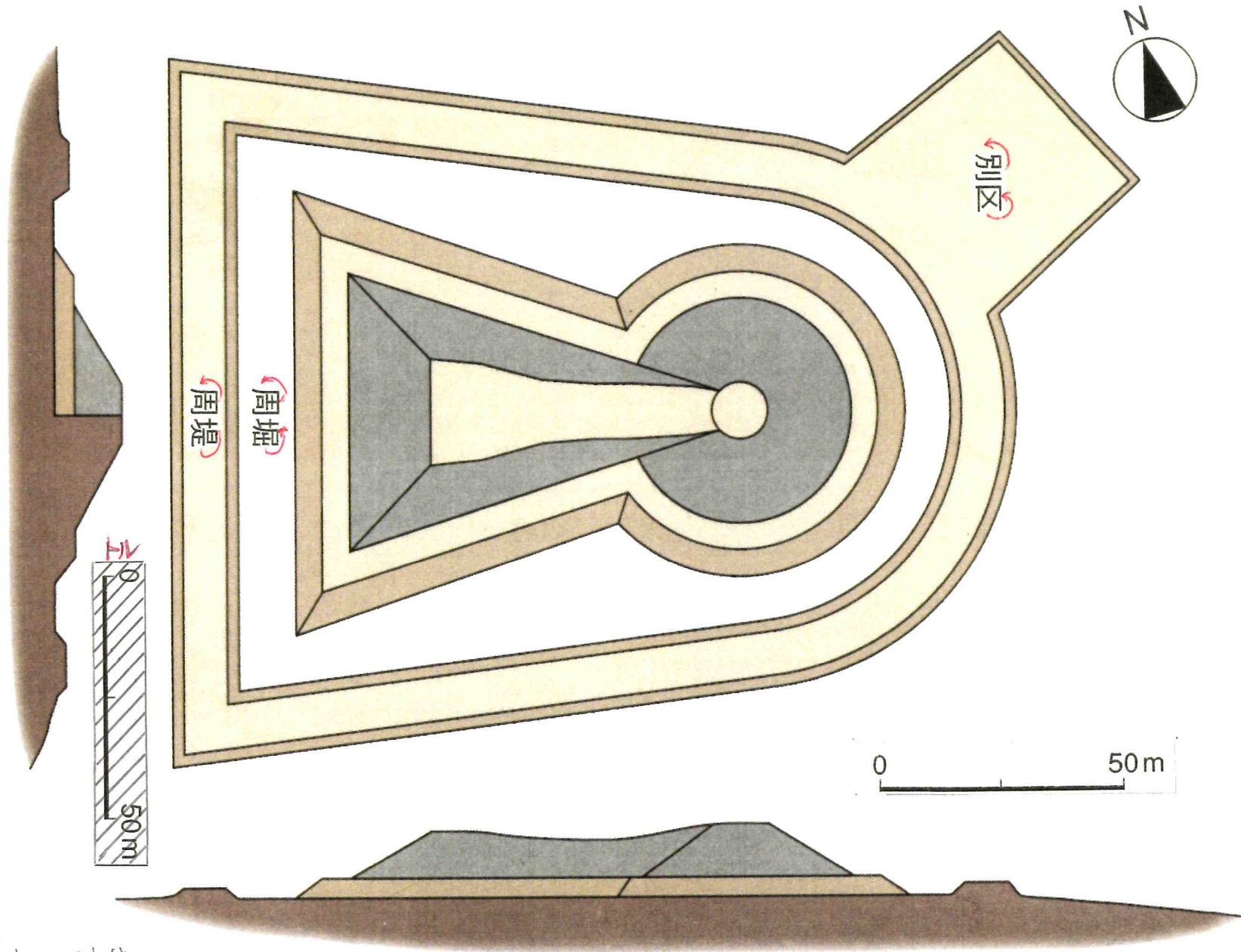
↓ カット

手持ちの本

1204 1304 1404 写真図版 583 岩戸山古墳
『岩戸山古墳』柳沢一男 新泉社 2014年8月15日発行 30頁参照
・別区に 石人像が並んでいる

3,185P-319

- ・カラー
- ・右頁の下半分に大きく載せて下さい。
- ・文字も、反時計まわり方向に、 90° 回転させて下さい。



中心より外へ
13QG

中心より外へ
14QG

第414図 岩戸山古墳の墳丘復元図

墳丘の2段斜面にのみ葺石をめぐらせる手法は、王塚古墳と同じである。

12QG

手書き

岩戸山古墳、柳沢一男、新泉社、2014年8月15日発行、29頁参照。

120P

3,185^P - 4/9

- ・カラー
- ・左頁上半分に、↑
大きく載せて下さい。
- ・明るく掲載下さい。



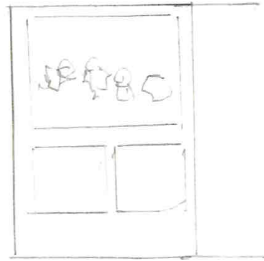
カット↑

カット↓

1424 写真図版 584 岩戸山古墳、^{ベック}別区に並らぶ石人像群(複製)

3,185^P - 5/9

- ・カラー
- ・左頁下半分に、
又葉も並らへて
配置下さい。
- ・暗くならないように、
明るく掲載下さい。



←ハの字状に見える
後方の木の支柱も
(目障りです)

1369 半字片 写真図版 1489 鎧をつけた石人像 (岩戸山古墳) 写真図版 585 鎧をつけた石人像
1369 半字片 写真図版 586 小児のような石人像 (岩戸山古墳) 写真図版 586 小児のような石人像
『日本全国、神話・伝説の旅』吉元昭治、勉誠出版、2009年1月20日発行、344頁参照(3葉共)

122 29pt

3,185^P-6/9

・大頂上半分に
大きく掲載。

・カラー ↑

当写真の
大きさを、
右頁上半分の
写真の大きさに
合わせて下
さい。

・左右は
カットない。

・暗くならない
ようにして下さい。
明るくお願い
します。



↑ カット

1309

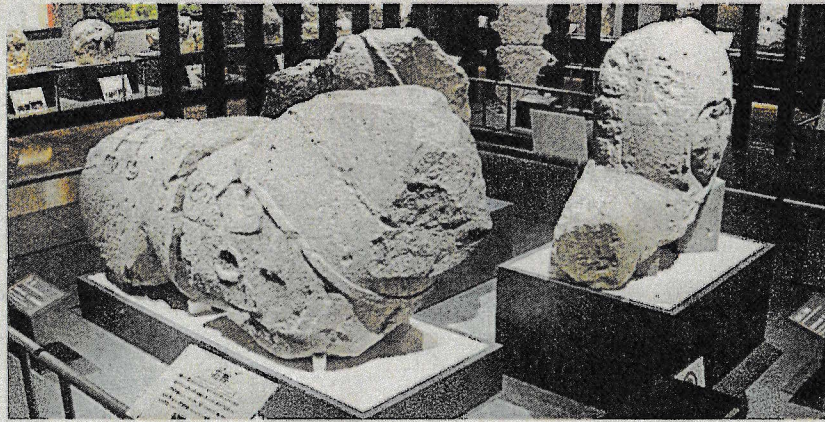
1409 写真図版 587 別区の土堤下から見た岩戸山古墳の後円部

『福岡県の装飾古墳』 熊本県立装飾古墳館・熊本県文化財保護協会・1997年11月1日発行・93頁参照

↓ カット
順子さん
123^P

3,185⁸-7/9

上「別区」と呼ばれる付属空間に置かれた石人石馬のレプリカ
 下首を落とされた馬や身体をなくした武人も



朝日新聞 令和6年(2024)1月24日 3面 9F11
 1409 写真4版 588 轍を背負う石人像
 1309 半信片
 岩戸山古墳、地元では「英雄」磐井
 『日本全国、神話・伝説の旅』吉元昭治、勉誠社、2009年発行、
 344頁参照

カラ
右履の左下(1/4)に
配置して下さい。

カマ

カマ

3, 185^p - 8/9



125

カマ

1104右ツタ(岩戸山古墳)→

1404

思真図版 589 靴 (矢筈)

1304

『福沢県装飾古墳』熊本県装飾古墳館、熊本県文化財保護協会、1997年11月1日発行、93頁

福沢県装飾古墳

H30(2018)8.16(木)~8.18(4回)

H31(2019)3.8(金)~3.8(3回)

令和元(2019)8.15(木)~8.15(3回)

令和2(2020)3.25(木)~3.26(4回)

令和2(2020)12.14(月)~12.16(4回)

石人・石馬
2926

3,185^P-9/9 (こと)

天つき
改行

※この項には、貴人以外の者も、石人・石馬等も置けるように
なつてゐたのだから、
下1/16

リバーかも、第二次大戦後、ここから多くの
石人・石馬、その他の石製品が発見された
という。『日本書紀』(下)日本古典文学大系
岩波書店、三七頁、注十八。同、五四七頁、
補注一七一
『日本古墳一〇〇選』
肥後和男監修・竹石健二著、秋田書店、四一―三頁、
資料館展示図録「八女市教育委員会」昭和六十二年発行、
岩戸山古墳は、石人・石馬などの種類と量
の多さや、墳丘の外側にいわゆる別区を
設けてゐることなどで全国的によく知られて
いる。
また、本紫君磐井が生前に築造した実年代の
わかる古墳として、重要かつ貴重である。
更に、岩戸山古墳のクビレ部からは、年代
が多少異なる数型式の須恵器が発見されてお
り、祭祀が数回にわたって行なわれたことを
示唆してゐる。
『日本古墳一〇〇選』肥後和男監
修・竹石健二著、秋田書店、四二―三頁参照。

世
界

出土の石製品多数が掲載参照